

2017 December

12

No.814

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・賞与支払届の提出をお願いします 2
- ・国民年金の保険料 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・退職後の健康保険についてのご案内 4
- ・健康保険委員・メルマガ登録のお願いです 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・12・1月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・優待宿泊施設が追加されました 7

- ・年金相談窓口開設等 8
- ・健康保険・厚生年金適用関係届書送付先について(お願い) 8

職場内で回覧しましょう

賞与支払届の提出をお願いします

賞与を支給されたときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

●資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※ 将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

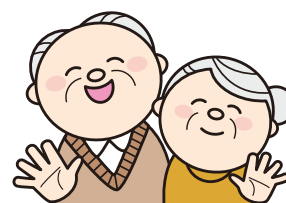


70歳以上の方の届出もれはありませんか(賞与支払届)

次の要件のすべてに該当する方につきましては、在職老齢年金の調整のため、賞与を支給したときは、「厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」が必要になります。通常の賞与支払届とは別に、この届を提出してください。

対象要件

- ・70歳以上の方
- ・厚生年金保険の適用事業所にお勤めの方で、勤務日数と勤務時間がそれぞれ一般の従業員のおおむね4分の3以上の方。
- ・過去に厚生年金保険の被保険者期間がある方。



お問い合わせ先

● 佐賀年金事務所	厚生年金適用調査課	TEL 0952-31-4191
● 唐津年金事務所	厚生年金適用調査課	TEL 0955-72-5162
● 武雄年金事務所	厚生年金適用調査課	TEL 0954-23-0121

国民年金保険料を納めましょう!

国民年金保険料の納め忘れはありませんか?

平成29年度の国民年金保険料額は1か月16,490円です。まだ納付がお済でない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

ご存じですか?国民年金保険料の追納制度

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の全額又は一部が免除される「[申請免除制度](#)」や障害基礎年金を受けている方などが該当する「[法定免除制度](#)」があります。

また、20歳から50歳未満の方を対象として保険料の納付が猶予される「[保険料納付猶予制度](#)」や学生の方を対象とした「[学生納付特例制度](#)」もあります。

これらの保険料免除や納付猶予などを受けた期間については、年金を受け取るために必要な受給資格期間に算入されますが、受け取る年金額は保険料を全額納付した場合より少なくなります。

このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付すること(追納)ができるようになっており、将来、受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

後納制度をご利用ください

過去5年分まで国民年金保険料が納められます

後納制度とは、時効で納めることができなかった国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。

後納制度を利用することで、年金額が増えたり、納付した期間が不足して年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。詳しい内容は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

*過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することで将来の年金額を増やすことができる「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了しました。

お問い合わせ先

● 佐賀年金事務所	国民年金課	TEL 0952-31-4191
● 唐津年金事務所	国民年金課	TEL 0955-72-5163
● 武雄年金事務所	国民年金課	TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成29年12月分保険料の納付期限は平成30年1月31日(水)です。

退職後の健康保険についてのご案内

退職後の健康保険は、「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者として加入)」の3つの健康保険から選択することになります。

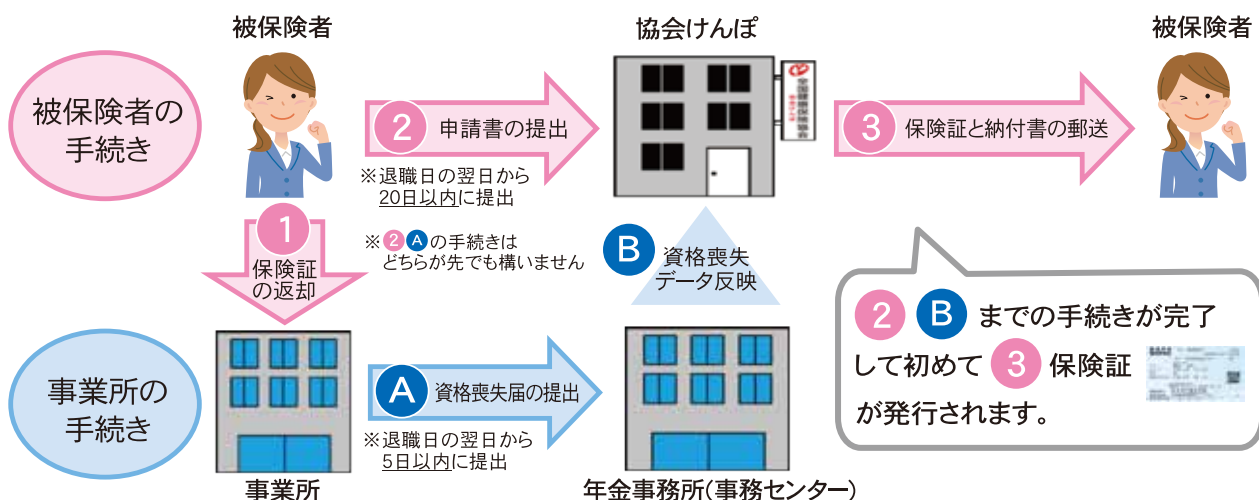
保険料の金額等を比較検討のうえ、加入手続きをしてください。

「協会けんぽの任意継続」希望の場合は、下記内容を確認のうえ、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」をご提出ください。申請書はホームページからも印刷可能です。なお、添付書類等の詳細は申請書をご参照ください。

退職後の健康保険の選択肢

加 入 先	協会けんぽの 任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手 続 き 先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加 入 条 件	・退職日までに被保険者期間 が継続して 2ヶ月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内 に手続きを行うこと	お住まいの市区町村の国 民健康保険担当課にお 問い合わせください。	扶養の条件を満たしてい る必要がありますので、 ご 家族の勤務先にお問い合わせ ください。
保 険 料	退職時の 標準報酬月額 (上限28万円) × お住まいの 都道府県支部 の保険料率 目安としては、退職時の健康 保険料の2倍の額となります。 ・40歳から64歳までの介護保険第2号 被保険者に該当する方は、介護保険 料が加わります。	・加入する世帯の人数や前年の所得 などによって決まります。 ・保険料の減免制度があります。 ・お住まいの市区町村役場で保険料 が異なります。 ・保険料は、毎年度、変更になります。	被扶養者としての保険料負 担はありません。
加 入 期 間	加入できる期間は 2年 です。	※健康保険組合に加入している方の任意継続保険については、 ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。	

任意継続の届け出から保険証発送までの流れ



※任意継続の保険証は、日本年金機構での被保険者資格喪失処理が完了した翌営業日以降に発行が可能となるため、保険証がお手元に届くまでには多少お時間を要する場合があります。予めご了承ください。

健康保険委員・メルマガ登録のお願いです!

健康保険委員の活動内容

健康保険の制度や手続き等に関するパンフレットや広報を、会社内で周知していただいたり、会社内のご意見・ご要望等を協会けんぽにご提言いただくなど、日々のお仕事に支障のない範囲でご協力いただいております。

健康保険委員とは・・・事業所と協会けんぽをつなぐ **橋渡し役** です!



健康保険委員のメリット



(表紙見本)

メリット1

健康保険委員限定!
健康情報小冊子
を配布
します!

メリット2

協会けんぽが
開催する
研修会等に
優先的にご案内
し、無料で参加
できます!

メリット3

**会費は一切
かかりません!**

メリット4

**表彰制度
があります!**

今なら!

**健康情報小冊子「冬のけんこう」
から、お届け可能です!**

先着50名限定!!

定員に達しますと、次号「春のけんこう」(3月頃予定)からのお届けとなります。

健康保険委員申込書

※協会けんぽ佐賀支部
被保険者様に限ります。

被保険者証記号・番号	記号	番号
ふりがな		
氏 名		
生年月日	昭和・平成	年 月 日
役 職	事業主・役員・総務担当・()	

このたび、上記の者を健康保険委員へ登録することに同意いたします。平成 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

印

電話番号

()

上記のご登録用紙にご記入のうえ、本紙を郵送またはFAXでお送りください。後日、「委嘱状」を郵送いたします。

FAX:0952-27-0617

**登録
無料**



メールマガジンの登録はこちら!

佐賀支部では、毎月1回健康保険に関する様々な情報や健康お役立ち情報をお届けしています!パソコン、携帯電話から、らくらく登録♪

協会けんぽ佐賀支部 メールマガ

検索





平成
29
年度

社会保険事務講習会のご案内

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

地 区	平成29年	会 場
武雄 会場	12月10日(日)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖 会場	12月17日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
佐賀 会場	平成30年 1月14日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津 会場	平成30年 1月21日(日)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)

講師 ● 社会保険労務士

実施時間(各会場共通) 9:10受付 ▶ 9:30開始 ▶ 11:50終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

事業所にお勤めの従業員の方 ※特に50歳以上の方にお勧めします。

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成29年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 (武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀 ・ 唐津) 会場 平成 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

優待宿泊施設が追加されました

会員事業所の従業員と家族の皆様が利用できます。
対象施設の利用を希望される場合は、「施設利用会員証」を発行します。



施設利用会員証発行申請 から保管・使用の流れ

施設利用会員証（以下会員証）の発行を電話
かFAXで佐賀県社会保険協会に申し込む。



佐賀県社会保険協会から郵送する会員証の枚数
を確認して保管する。

会員証を送付する際に、施設優待内容およびその利用方法
についての資料を同封します。



施設利用を希望する従業員に会員証を貸し出す。
施設利用希望者が対象施設に予約をする際には「社会保険
協会会員である」旨を告げる。



施設利用者は会員証を提示する。

会員証は1グループにつき1枚でご利用できます。



利用者から会員証を回収保管する。

会員証は、有効期限内は繰り返し使用することができます。
協会へ返付する必要はありません。

- ・船員保険会
- ・ホテル法華クラブグループ
- ・高輪・品川プリンスホテルグループ
- ・プリンスホテル優待プラン
- ・湯快リゾート株式会社

追加施設：・ダイワロイヤルホテルズ
(大和リゾート株式会社)

・かんぽの宿
(日本郵政株式会社)

詳細はホームページに掲載しています。

<http://www.syahokyo-saga.or.jp>



申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、
FAXまたは**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み・お問合せ

一般社団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171
FAX.0952-26-3377

＜キリトリ線＞



施設利用会員証発行申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
事 業 所 名			
所 在 地	〒 事業所電話番号 () -		
担 当 者 名			
希 望 枚 数	(5枚以内) 枚		

平成30年1月出張相談 【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	1月	9日、23日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	1月	17日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	1月	4日、11日、18日、25日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	1月	16日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	1月	24日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受付けております

予約申込先 希望される日の前日までに申し込んでください。
●佐賀年金事務所 ☎0952-31-4191
●唐津年金事務所 ☎0955-72-5161
●武雄年金事務所 ☎0954-23-0121



健康保険・厚生年金保険適用関係届書送付先について(お願い)

日本年金機構における健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理について、一層の事務の効率化及び標準化を進めるため、九州内の事務センターを福岡広域事務センターに統合することとなりました。それに伴い福岡広域事務センターが移転いたします。

つきましては、平成29年12月15日以降は新住所へ送付いただきますようお願いいたします。

送付先 日本年金機構 福岡広域事務センター

住 所 〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

統合日 平成30年1月1日

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。

こちら



佐賀県内は旧佐賀藩領の佐賀地方と旧唐津藩領の唐津地方があり、ことば(方言)や地区の行事など微妙に生活習慣の違いが残っているのを感じることがあります。

今では少なくなったかもしれませんが、昭和の時代に催されていた宴席での習慣で、佐賀地方では「お流れ頂戴」、唐津地方では「献杯」が礼儀だ。と教えられたものでした。

では、どう違うのか調べてみると、目上の人に自発的に盃をもらいに行くとき「お流れを頂きます」などの言葉を添えて両手で受ける「お流れ頂戴」。そして献酒を受けた人がその盃を返すことを返盃といい、「ありがとうございました」と言って盃を返す。というもの。

一方の「献杯」は、本来の意味は相手に対する敬意を表すために杯を差し出すこと。その座に居る目上の地位の高い順に間違いなく順をふんで杯を差ししていくのが決まり。だそうで、順番を間違えると大変なことになりそう。

「楽しく飲めればイイじゃん」の現在のほうが気楽でいいかな。(山)